

# 徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 徳 情 個 審 答 申 第 1 号 )

平 成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 4 月 1 日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 元井 信介

徳島市情報公開条例第 18 条の規定に基づく諮問について（  
答申）

平成 20 年 6 月 10 日付まち発第 9 号により徳島市長から諮問のありました  
公文書の部分公開決定処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申  
します。

## 1 審査会の結論

徳島市長（以下「実施機関」という。）が行った本件部分公開決定処分（  
以下「本件処分」という。）のうち、別表に掲げる部分を非公開とした決定  
は妥当ではなく、公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は  
妥当である。

## 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の異議申立人は、平成 20 年 4 月 10 日付で、実施機関に対し、徳  
島市情報公開条例（平成 19 年徳島市条例第 1 号。以下「条例」という。）  
の規定により「平成 19 年度徳島市新町西地区市街地再開発推進業務報告  
書」を内容とする公文書の公開請求をした。実施機関は、同月 25 日付で  
上記請求に対応する公文書として「平成 19 年度徳島市新町西地区市街地  
再開発推進調査業務報告書」（以下「本件文書」という。）を特定し、本  
件文書について、本件処分をした。
- (2) 異議申立人は、平成 20 年 5 月 28 日付の異議申立書により、実施機関に

対し、本件処分について異議申立てを行った。これにつき、当審査会は、同年6月10日付で実施機関から条例第18条に基づく諮問を受けた。

- (3) 当審査会の本件審査に際し、実施機関に対し「決定理由説明書」の提出を求めたところ、同年7月18日付で当該文書が提出され、これに対し、異議申立人に「意見書」の提出を求めたところ、同年8月12日付で当該文書が提出された。

なお、異議申立人から同日付で口頭意見陳述の申出があったので、同年10月29日に機会を設けたが、異議申立人が出席しなかったため、口頭意見陳述は実施しなかった。

### 3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人の公開請求に対し実施機関が行った本件処分を取り消し、本件文書の全部を公開するとの決定を求めるというものである。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が公文書部分公開決定通知書及び決定理由説明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第7条第2号の該当性について

従前土地評価概算額一覧表、従前資産評価概算額のまとめ、権利変換モデル、権利関係別現況図及び建物築年数別現況図のうち、個人に関する部分は、個人の戸籍的事項及び財産に関する情報であり、これらを公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非公開とした。

#### (2) 条例第7条第3号の該当性について

ア 従前土地評価概算額一覧表、従前資産評価概算額のまとめ、権利変換モデル、権利関係別現況図及び建物築年数別現況図のうち、法人等に関する部分は、法人等の事業用資産等の情報であり、これらを公開することにより、事業者の正当な利益を害するおそれがあることから本号に該当し、非公開とした。

イ ヒアリング調査に係る会社名及びそれに関する部分は、当該企業が事業展開する際の目安とも考えられる事業戦略に関する情報であり、これらを公開することにより、事業活動が害されるおそれがあることから本号に該当し、非公開とした。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

ヒアリング調査に係る会社名及びそれに関する部分は、市の内部における検討又は協議に関する情報であり、これらを公開することにより、公正かつ適正な意思形成及び事務事業の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから本号に該当し、非公開とした。

(4) 条例第7条第5号オの該当性について

ア 事業収支及び資金計画は、これらを公開することにより、公正な競争により形成されるべき適正な価格での契約が困難となり、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の事業遂行上の正当な利益を害するおそれがあることから本号に該当し、非公開とした。

イ 標準画地価格及びそれに関する部分は、これらを公開することにより、権利者等に誤解を招き、信頼関係の形成が阻害され、以後の協議や交渉が難航するなど、今後の機構による事業実施に支障を及ぼすおそれがあることから本号に該当し、非公開とした。

## 5 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が異議申立書及び意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 従前土地評価概算額一覧表の土地の所在、地番及び土地所有者名以外の非公開部分並びに権利変換モデルの権利者名以外の非公開部分は、公開しても特定の個人の権利利益を害するおそれはない。

(2) 個人財産についての情報であっても、市が音楽・芸術ホールを購入し、補助金も出す事業であることから、公開の利益が優越する。

(3) 本件文書の非公開部分を公開することにより事業施行者である機構の正当な利益を害するおそれはない。むしろ、公開によって、新町西地区市街地再開発事業の内容がより明確となり、今後の市民の同事業に対する正確

な知識と理解が得られる利益がある。

## 6 審査会の判断

### (1) 新町西地区市街地再開発事業について

新町西地区市街地再開発事業は、新町西地区の約1.4ヘクタールについて、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく第一種市街地再開発事業により、老朽化した徳島市立文化センターの代替施設となる「（仮称）音楽・芸術ホール」や商業テナントからなる施設棟、マンションやテナントなどの住宅棟、駐車場棟の3棟を整備する計画である。事業施行者として機構を予定しており、市は、再開発事業への指導・協力、国等補助金の申請及び都市計画決定等の行政事務において事業の推進に協力するとともに、（仮称）音楽・芸術ホールを取得する予定である。

### (2) 本件文書について

本件文書は、市が機構に委託し、新町西地区市街地再開発事業の推進について市内部における意思を形成するための検討用資料として作成された文書であり、事業計画案（施設計画案、資金計画案及び権利変換計画案）、権利者との合意形成に係る説明資料、誘致企業の進出条件等のヒアリング結果及び都市計画決定等に係る資料から構成されている。

実施機関は、資金計画案のうち事業収支及び資金計画、標準画地価格及びそれに関する部分、従前土地評価概算額一覧表並びに従前資産評価概算額のまとめ、権利変換計画案のうち権利変換モデル、権利者との合意形成に係る説明資料のうち権利変換モデル、誘致企業の進出条件等のヒアリング結果のうちヒアリング調査に係る会社名及びそれに関する部分並びに都市計画決定等に係る資料のうち権利関係別現況図及び建物築年数別現況図を非公開としている。

### (3) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別すること

はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

また、本号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する非公開情報から除くことを規定している。

本件文書に記載されている情報のうち、実施機関が本号に該当するとして非公開としたのは、①従前土地評価概算額一覧表、②従前資産評価概算額のまとめ、③権利変換計画案及び権利者との合意形成に係る説明資料の権利変換モデル（以下これらを「権利変換モデル」という。）、④権利関係別現況図、⑤建物築年数別現況図であるので、以下これらについて検討する。

① 従前土地評価概算額一覧表について

ア 土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者名、共有持分、指数、単価及び総額について

土地所有者が個人の場合、これらの情報は、個人の戸籍的事項及び財産に関する情報であるから、個人に関する情報に該当する。そして、これらの情報は、情報それ自体から、特定の個人を識別することのできる情報であるか、従前土地評価概算額一覧表の街区及び画地番号や平成17年度徳島市新町西地区市街地再開発推進業務報告書に記載されている画地評価指数図、そして不動産登記簿と照合することにより特定の個人を識別し得る情報であると認められるから、本号本文に該当する。

しかしながら、これらの情報のうち、土地の所在、地番、地目及び地積は、不動産登記簿に記載された内容と一致しており、何人も閲覧等が可能な情報であると認められるから、本号ただし書アに該当し、公開すべきである。

また、異議申立人は、「個人財産についての情報であっても、市が

音楽・芸術ホールを購入し、補助金も出す事業であることから、公開の利益が優越する」と主張するので、公開すべきと判断した情報以外の情報について、本号ただし書イの該当性について検討するが、公にすることにより害されるおそれがある個人情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るとはいえず、当該個人情報を公開する必要性と正当性が認められないから、本号ただし書イに該当しない。

なお、本号ただし書ウに該当しないのは明らかである。

#### イ 筆数及び宅地面積について

筆数は各土地所有者の土地の筆数を合計したものであり、宅地面積は各土地所有者の宅地である土地の地積を合計したものであるから、本号に該当する情報とは認められず、また、上記アのとおり、土地の所在、地番、地目及び地積を公開することにより、明らかとなる情報であるから、公開すべきである。

#### ウ 総額の合計額について

総額の合計額は、各土地所有者の土地の総額を合計したものであるから、本号に該当する情報とは認められず、むしろ機構の事務事業遂行上の情報の該当性について検討すべきと判断する。したがって、この情報については、条例第7条第5号オの該当性において判断することとする。

### ② 従前資産評価概算額のまとめについて

#### ア 権利者名、従前資産評価額、残留額、転出額、残留計額及び転出計額について

権利者が個人の場合、これらの情報は、個人の戸籍的事項及び財産に関する情報であるから、個人に関する情報に該当する。そして、これらの情報は、情報それ自体から、特定の個人を識別することのできる情報であるか、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の財産状況が明らかとなり、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるから、本号本文に該当する。

また、異議申立人は、「個人財産についての情報であっても、市が音楽・芸術ホールを購入し、補助金も出す事業であることから、公開の利益が優越する」と主張するが、上記①のアと同じ理由により、本号ただし書イに該当せず、本号ただし書ア及びウにも該当しない。

イ 意向（人）の合計について

意向（人）の合計は、各権利者の残留と転出の意向をそれぞれに合計したものであるから、本号に該当する情報とは認められず、また、既に各権利者の意向状況が公開されており、それを合計することにより明らかとなる情報であるから、公開すべきである。

ウ 従前資産評価額等の合計額について

従前資産評価額等の合計額は、各権利者の従前資産評価額、残留額、転出額、残留計額及び転出計額をそれぞれに合計したものであるから、本号に該当する情報とは認められず、むしろ機構の事務事業遂行上の情報の該当性について検討すべきと判断する。したがって、この情報については、条例第7条第5号オの該当性において判断することとする。

③ 権利変換モデルについて

ア 権利者名、従前資産評価額、権利変換の内容及び権利変換資産額について

権利者が個人の場合、これらの情報は、個人の戸籍的事項及び財産に関する情報であるから、個人に関する情報に該当する。そして、これらの情報は、情報それ自体から、特定の個人を識別することのできる情報であるか、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の財産状況が明らかとなり、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるから、本号本文に該当する。

また、異議申立人は、「個人財産についての情報であっても、市が音楽・芸術ホールを購入し、補助金も出す事業であることから、公開の利益が優越する」と主張するが、上記①のアと同じ理由により、本号ただし書イに該当せず、本号ただし書ア及びウにも該当しない。



イ 残留・転出の意向（人）の合計について

残留・転出の意向（人）の合計は、各権利者の残留と転出の意向をそれぞれに合計したものであるから、本号に該当する情報とは認められず、また、既に各権利者の意向状況が公開されており、それを合計することにより明らかとなる情報であるから、公開すべきである。

ウ 従前資産評価額等の合計額について

従前資産評価額等の合計額は、各権利者の従前資産評価額、権利変換の内容及び権利変換資産額をそれぞれに合計したものであるから、本号に該当する情報とは認められず、むしろ機構の事務事業遂行上の情報の該当性について検討すべきと判断する。したがって、この情報については、条例第7条第5号オの該当性において判断することとする。

④⑤ 権利関係別現況図及び建物築年数別現況図について

これらの情報は、新町西地区市街地再開発事業の都市計画決定に当たり実施される都市計画案の縦覧において、公衆の縦覧に供されているとともに、請求に応じて、その写しの交付も行っていることが認められるから、本号の該当性を判断するまでもなく、公開すべきである。

⑥ 標準画地価格及びそれに関する部分について

実施機関は、これらの情報については、本号でなく条例第7条第5号オに該当すると主張しているが、これらの情報は、従前土地評価概算額一覧表に記載されている単価を算出するための基礎となる価格等であり、土地所有者が個人の場合、個人の財産に関する情報であるから、個人に関する情報に該当する。そして、これらの情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の財産状況が明らかとなり、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるから、本号本文に該当する。

また、異議申立人は、「個人財産についての情報であっても、市が音楽・芸術ホールを購入し、補助金も出す事業であることから、公開の利益が優越する」と主張するが、上記①のアと同じ理由により、本号ただし書イに該当せず、本号ただし書ア及びウにも該当しない。

(4) 条例第7条第3号の該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

本文書に記載されている情報のうち、実施機関が本号に該当するとして非公開としたのは、①従前土地評価概算額一覧表、②従前資産評価概算額のまとめ、③権利変換モデル、④ヒアリング調査に係る会社名及びそれに関する部分、⑤権利関係別現況図、⑥建物築年数別現況図であるので、以下これらについて検討する。

① 従前土地評価概算額一覧表について

ア 土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者名、共有持分、指数、単価及び総額について

土地所有者が法人等の場合、これらの情報は、法人等の資産に関する情報であるから、これらを公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。しかしながら、これらの情報のうち、土地の所在、地番、地目及び地積は、不動産登記簿に記載された内容と一致しており、何人も閲覧等が可能な情報であると認められるから、本号に該当せず、公開すべきである。

イ 筆数及び宅地面積について

これらの情報は、本号に該当する情報とは認められず、また、上記アのとおり、土地の所在、地番、地目及び地積を公開することにより、明らかとなる情報であるから、公開すべきである。

ウ 総額の合計額について

総額の合計額は、本号に該当する情報とは認められず、むしろ機構の事務事業遂行上の情報の該当性について検討すべきと判断する。したがって、この情報については、条例第7条第5号オの該当性において判断することとする。

② 従前資産評価概算額のまとめについて

ア 権利者名、従前資産評価額、残留額、転出額、残留計額及び転出計額について

権利者が法人等の場合、これらの情報は、法人等の資産に関する情報であるから、これらを公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。

イ 意向（人）の合計について

意向（人）の合計は、本号に該当する情報とは認められず、また、既に各権利者の意向状況が公開されており、それを合計することにより明らかとなる情報であるから、公開すべきである。

ウ 従前資産評価額等の合計額について

従前資産評価額等の合計額は、本号に該当する情報とは認められず、むしろ機構の事務事業遂行上の情報の該当性について検討すべきと判断する。したがって、この情報については、条例第7条第5号オの該当性において判断することとする。

③ 権利変換モデルについて

ア 権利者名、従前資産評価額、権利変換の内容及び権利変換資産額について

権利者が法人等の場合、これらの情報は、法人等の資産に関する情報であるから、これらを公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。

イ 残留・転出の意向（人）の合計について

残留・転出の意向（人）の合計は、本号に該当する情報とは認められず、また、既に各権利者の意向状況が公開されており、それを合計することにより明らかとなる情報であるから、公開すべきである。

ウ 従前資産評価額等の合計額について

従前資産評価額等の合計額は、本号に該当する情報とは認められず、むしろ機構の事務事業遂行上の情報の該当性について検討すべきと判断する。したがって、この情報については、条例第7条第5号オの該当性において判断することとする。

④ ヒアリング調査に係る会社名及びそれに関する部分について

これらの情報は、機構が行った新町西地区市街地再開発事業に対するヒアリング調査で、同事業への意向を示した会社の名前及び当該会社に関する情報であり、これらを公にすることにより、当該法人等が事業展開する際の目安とも考えられる事業戦略が明らかとなり、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、本号に該当する。

⑤⑥ 権利関係別現況図及び建物築年数別現況図について

これらの情報は、新町西地区市街地再開発事業の都市計画決定に当たり実施される都市計画案の縦覧において、公衆の縦覧に供されているとともに、請求に応じて、その写しの交付も行っていることが認められるから、本号の該当性を判断するまでもなく、公開すべきである。

⑦ 標準画地価格及びそれに関する部分について

実施機関は、これらの情報については、本号でなく条例第7条第5号オに該当すると主張しているが、これらの情報は、従前土地評価概算額一覧表に記載されている単価を算出するための基礎となる価格等であり、土地所有者が法人等の場合、法人等の資産に関する情報であるから、これらを公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。

(5) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、「市の機関・・・の内部・・・における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

本件文書に記載されている情報のうち、実施機関が本号に該当するとして非公開としたのは、ヒアリング調査に係る会社名及びそれに関する部分であるが、条例第7条第3号に該当し、非公開とすべきであるとしたものであるから、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(6) 条例第7条第5号オの該当性について

条例第7条第5号オは、「・・・国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・独立行政法人等・・・に係

る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

本文書に記載されている情報のうち、実施機関が本号に該当するとして非公開としたのは、①事業収支及び資金計画、②標準画地価格及びそれに関する部分であるので、以下これらについて検討する。

① 事業収支及び資金計画について

これらの情報は、機構の新町西地区市街地再開発事業に関する財務計画であって、機構は内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであることが認められ、これらを公にすることにより、機構の事業戦略が明らかとなり、機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、本号に該当する。

しかしながら、原価配分表の調査設計計画費から経費等までの事業費等の金額並びに補助金及び負担金等の計の金額、原価配分図の事業費等及び補助金等の金額並びに資金計画表の経費等から財源の合計までの合計の金額は、本件処分において公開されている情報であるか、億単位の金額で公にされている情報であると認められるから、本号に該当せず、公開すべきである。

② 標準画地価格及びそれに関する部分について

これらの情報は、土地所有者が個人の場合においては条例第7条第2号に該当し、土地所有者が法人等の場合においては条例第7条第3号に該当し、それぞれ非公開とすべきであるとしたものであるから、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

③ 従前土地評価概算額一覧表の総額の合計額、従前資産評価概算額のまとめの従前資産評価額等の合計額及び権利変換モデルの従前資産評価額等の合計額について

実施機関は、これらの情報については、条例第7条第2号又は第3号に該当すると主張しているが、これらの情報は、各土地所有者の土地又は各権利者の資産の総額等を合計したものであり、権利者との具体的な交渉が始まっていない状況において、これらを公にすることにより、機

構と権利者との間の信頼関係に影響を及ぼす可能性は否定できず、機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、本号に該当する。

(7) まとめ

当審査会の判断をまとめると次のとおりとなる。

区 分		公開・非公開の別
事業収支及び資金計画	原価配分表の ・調査設計計画費から経費等までの事業費等の金額 ・補助金及び負担金等の計の金額 原価配分図の ・事業費等及び補助金等の金額 資金計画表の ・経費等から財源の合計までの合計の金額	公開
	上記以外の情報	条例第7条第5号 オに該当し、非公開
標準画地価格及びそれに関する部分		条例第7条第2号 又は第3号に該当し、非公開
従前土地評価概算額一覧表	土地の所在、地番、地目、地積、筆数及び宅地面積	公開
	土地所有者名、共有持分、指数、単	条例第7条第2号

	価及び総額	又は第3号に該当し、非公開
	総額の合計額	条例第7条第5号オに該当し、非公開
従前資産評価概算額のまとめ	権利者名、従前資産評価額、残留額、転出額、残留計額及び転出計額	条例第7条第2号又は第3号に該当し、非公開
	意向(人)の合計	公開
	従前資産評価額等の合計額	条例第7条第5号オに該当し、非公開
権利変換モデル	権利者名、従前資産評価額、権利変換の内容及び権利変換資産額	条例第7条第2号又は第3号に該当し、非公開
	残留・転出の意向(人)の合計	公開
	従前資産評価額等の合計額	条例第7条第5号オに該当し、非公開
ヒアリング調査に係る会社名及びそれに関する部分		条例第7条第3号に該当し、非公開

権利関係別現況図	公開
建物築年数別現況図	公開

## 7 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



別表 実施機関が非公開とした情報のうち、当審査会が公開すべきとした部分

区 分	公開すべき情報
事業収支及び資金計画	原価配分表の ・ 調査設計計画費から経費等までの事業費等の金額 ・ 補助金及び負担金等の計の金額 原価配分図の ・ 事業費等及び補助金等の金額 資金計画表の ・ 経費等から財源の合計までの合計の金額
従前土地評価概算額一覧表	土地の所在、地番、地目、地積、筆数及び宅地面積
従前資産評価概算額のまとめ	意向（人）の合計
権利変換モデル	残留・転出の意向（人）の合計
権利関係別現況図	権利関係別現況図
建物築年数別現況図	建物築年数別現況図

< 参考 >

( 審 査 会 の 経 過 )

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成20年 6月10日	実施機関から審査会へ諮問
平成20年 7月18日	実施機関から決定理由説明書を受理
平成20年 8月12日	異議申立人から上記説明書に対する意見書を受理
平成20年 9月18日 ( H20 第1回審査会 )	諮問の審議を行った。
平成20年10月29日 ( H20 第2回審査会 )	諮問の審議を行った。
平成20年11月26日 ( H20 第3回審査会 )	諮問の審議を行った。
平成21年 3月31日 ( H21 第1回審査会 )	答申案の検討を行った。